

兵庫県地下占用物連絡会議 規約（案）

（名 称）

第 1 条 本会は、「兵庫県地下占用物連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 会議は、道路法第 28 条の 2 の規定に基づき設置し、兵庫県道路メンテナンス会議規約第 4 条 5 項の規定の専門部会に位置付け、兵庫県内の各道路管理者及び地下占用物件の占有者において、定期的に相互の点検・調査の計画・結果について共有する他、道路陥没を防ぐ取組みなどを連携して実施することにより、占用物件に起因する道路の構造や交通への支障等に適切に対応することを目的とする。

（調整・共有事項）

第 3 条 会議は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項について調整、及び共有する。

- （１） 占有者による当年度の点検計画・前年度の点検結果
- （２） 道路管理者による路面下空洞調査結果
- （３） 前年度の道路陥没実績、陥没箇所の措置事例
- （４） その他、道路陥没対策に寄与する情報等

（組 織）

第 4 条 会議は、第 2 条の目的を達成するため、兵庫県内における高速自動車国道、一般国道、兵庫県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

- 2 会議には、会長及び副会長を 3 名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所長、副会長は〇〇県〇〇部〇〇課長、〇〇市〇〇部〇〇課長、〇〇高速道路株式会社〇〇支社〇〇管理事務所長とする。
- 3 会長に事故等はあるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会議の構成は、「別表」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。

（会議の開催）

第 5 条 会議は年に 1 回を基本として、必要に応じて適宜開催する。

（事務局）

第 6 条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所、〇〇県〇〇部、〇〇市〇〇部、〇〇高速道路株式会社〇〇支社〇〇管理事務所に置く。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附 則）

本規約は、令和7年〇月〇日から施行する。